

大分県気候変動適応センター設置要綱

(設 置)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条の規定により、本県における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う拠点として、「大分県気候変動適応センター」（以下「センター」という。）を設置する。

(業 務)

第2条 センターは、次の業務を行うものとする。

- (1) 気候変動影響及び気候変動適応に関する科学的知見の整理
- (2) 気候変動適応の優良事例の収集
- (3) 気候変動影響の予測及び評価
- (4) 地域気候変動適応計画の策定
- (5) 気候変動に関する情報の発信
- (6) その他気候変動適応を推進するために必要な業務

(組 織)

第3条 センターにセンター長、次長、事務局長、研究部長及び事務局等職員を置き、別表の職にある者を充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を総理し、センターを代表する。
- 3 次長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその業務を代行する。
- 4 事務局長は、センターの業務の総括を担当する。
- 5 研究部長は、研究部が行う調査、研究の総括を担当する。
- 6 事務局等職員は、センター及びセンター研究部の業務を担当する。

(事務局等)

第4条 センター事務局はうつくし作戦推進課に置く。

- 2 センター研究部は衛生環境研究センターに置く。

(雑 則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3(2021)年4月1日から施行する。

(別表)

| センターにおける職 | 職 |
|-----------|---|
| センター長 | 生活環境部長 |
| 次長兼事務局長 | うつくし作戦推進課長 |
| 研究部長 | 衛生環境研究センター所長 |
| 事務局等職員 | うつくし作戦推進課企画・温暖化対策班職員 衛生環境研究センター大気・特定化学物質担当職員 |